

## J Aグループ災害対策中央本部の設置について

令和元年 7 月 4 日  
全国農業協同組合中央会

- 平成 23 年に東日本大震災が発生した際、J Aグループは「東日本大震災復興・再建対策 J Aグループ中央本部」を設置し、対応を行ってきたが、近年は災害発生都度の対策本部を設置し、理事会において被害状況や J Aグループの取り組み等について協議・報告を行っている。
- 昨年 7 月に発生した平成 30 年 7 月豪雨の際には、本会に「平成 30 年 7 月豪雨対策中央本部」を設置。岡山、広島、愛媛の各県 J Aグループ災害対策本部と連携し、復旧・復興支援にあたってきた。
- 本年も先日発生した新潟県・山形県を襲った地震や、九州南部での豪雨など、自然災害が発生しており、7 月以降も台風・大雨等の災害が頻発することが予測される。
- こうしたことから、これまでの災害対策の教訓をふまえ、「令和元年度 J A全中事業計画」に基づき、「J Aグループ災害対策中央本部」を常設化し、被災地の状況・求めに応じた支援や政府等への働きかけなどについて、機動的に取り組むこととする。

以上

# JAグループ災害対策中央本部 設置要領

制定：令和元年7月4日

## 1. 趣旨

我が国では、毎年、全国各地において自然災害が頻発しており、地域住民・農作物・農地・農業関係施設をはじめ甚大な被害をもたらしている。

このため、関係被災県における被害状況を的確に把握するとともに、所要の対策を迅速に講じるため、JAグループ災害対策中央本部（以下、災害対策中央本部）を設置する。

## 2. 構成

災害対策中央本部は、本会役員・参与をもって構成する。

## 3. 任期

令和元年7月4日より令和2年8月10日とする。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 4. 実施事項

災害対策中央本部は、次の事項を実施する。

- (1) 農業・JA・組合員・役職員に係る災害状況の把握
- (2) 災害対策の樹立・推進
- (3) 関係機関との連携
- (4) 情報の収集・提供
- (5) 政策立案・要請に関する事項
- (6) その他必要な事項

## 5. 運営

災害対策中央本部の運営は次のとおりとする。

- (1) 本部長は本会会長、副本部長は本会両副会長とする。
- (2) 中央本部のもとに、JAグループ全国機関の常勤役員等で構成する幹事会を置き、幹事長は本会担当常勤役員があたる。

## 6. 事務局

災害対策中央本部の主管事務局は、本会総務企画部におき、農政部と連携して取り組む。

## 7. その他

その他必要な事項は、本部長（本会会長）が決定する。

### <附則>

- (1) 本要領は、令和元年7月4日から実施する。

以 上